

ゴルフダイジェスト社募集型企画旅行契約〈国内旅行〉

●お申込みの際には、必ず旅行条件書を十分お読みください。

この旅行条件書は、旅行業法に基づき、お客様に交付する取引条件説明書面および契約書面の一部です。お申込みに際してはパンフレットや本旅行条件書を十分にご確認の上、本募集型企画旅行の内容につきご理解頂きます様お願い致します。

第一章 総 則

(適用範囲)

第一条

1.本旅行はゴルフダイジェスト社(以下当社といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社との間で締結する募集型企画旅行に関する契約(以下「募集型企画旅行契約」といいます。)は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2.当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかからず、その特約が優先します。

(用語の定義)

第二条

1.この約款で「募集型企画旅行」とは、当社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

2.この約款で「国内旅行」とは、本邦内ののみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

3.この部で「通信契約」とは、当社が、当社又は当社の募集型企画旅行を当社を代理して販売する会社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて締結する募集型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾しきつた当該募集型企画旅行契約の旅行代金等を第十二条第二項、第十六条第一項後段、第十九条第二項に定める方法により支払うことを内容とする募集型企画旅行契約をいいます。

4.この部で「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、情報通信の技術を利用してする方法のうち当社又は当社の募集型企画旅行を当社を代理して販売する会社が使用する電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機(以下「電子計算機等」といいます。)と旅行者が使用的な電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものといたします。

5.この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

(旅行契約の内容)

第三条

1.当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

(手配代行者)

第四条

1.当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることができます。

第二章 契約の締結

(契約の申込み)

第五条

1.当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書(以下「申込書」といいます。)に所定の事項を記入の上、当社が下記に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

旅行代金の額	申込金の額(ひとり)
30万円以上	50,000円以上旅行代金まで
15万円以上 30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
15万円未満	20,000円以上旅行代金まで

2.当社に通信契約(電話、郵便、ファクシミリ、インターネット)で申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかからず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号、カード名、カード有効期限、会員連絡先、電子メールサービスその他の事項(以下「会員番号等」といいます。)を当社に通知しなければなりません。

3.第一項の申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。

4.募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。

5.前項の申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

(電話等による予約)

第六条

1.当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、前条第一項又是第二項の定めるところにより、当社に申込書と申込金を提出又は会員番号等カード名、カード有効期限会員連絡先、電子メールサービスを通知しなければなりません。

2.前項の定めるところにより申込書と申込金の提出があったとき又は会員番号等の通知があったときは、募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることになります。

3.旅行者が第一項の期間内に申込金を提出しない場合又は会員番号等を通知しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。

九 旅行者が第七条第五号から第七号までのいずれかに該当することが判明したとき。

2.旅行者が第十二条第一項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者は、当社に対し、前条第一項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

3.当社は、第一項第五号に掲げる事由により募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあっては十三日目(日帰り旅行については、三日目)に当たる日より前に、海外旅行にあっては二十三日目(別表第一に規定するピーク時に旅行を開始するものについては三十三日目)に当たる日より前に旅行を中止する旨を旅行者に通知します。

(当社の解除権=旅行開始後の解除)

第十八条

1.当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することがあります。

一 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

二 旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたとき。

三 旅行者が第七条第五号から第七号までのいずれかに該当することが判明したとき。

四 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

2.当社が前項の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

3.前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

(旅行代金の払い戻し)

第十九条

別表第一 取消料（第十六条第一項関係）

一 国内旅行に係る取消料

区分	取消料
一 次項及び第3項以外の募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)に当たる日以降に解除する場合(口から今までに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合(ハから今までに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%以内
ハ 旅行開始日の前に解除する場合	旅行代金の40%以内
ニ 旅行開始当日に解除する場合(ホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
ホ 旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
二 航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用（以下、総称して「航空券取消料等」といいます。）の条件（以下「航空券取消条件」といいます。）及び金額を明示したもの（次項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ 旅行契約締結後に解除する場合(口から今までに掲げる場合を除く。)	旅行契約を解除した時点において航空券取消条件を適用した場合の航空券取消料等の額（以下「旅行契約解除時の航空券取消料等」といいます。）以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目(日帰り旅行にあっては十日目)に当たる日以降に解除する場合(ハから今までに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合(ニから今までに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ニ 旅行開始日の前に解除する場合	旅行代金の40%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ホ 旅行開始当日に解除する場合(ヘに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
ヘ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
三 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考	
（一）取消料の金額は、契約書面に明示します。	
（二）本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	
（三）第2項の場合において、当該航空券に關して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。	

別表第二 変更補償金（第二十九条第一項関係）

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
九 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0
注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。		
注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。		
注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき1件として取り扱います。		
注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いもののへの変更を伴う場合には適用しません。		
注五 第七号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。		
注六 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき1件として取り扱います。		
注七 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。		

第二十六條

1.当社は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずことがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

第七章 責任

(当社の責任)

第二十七条

1.当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第四条の規定に基づいて手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任ります。ただし、損害発生の翌日から起算して二年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

2.旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与しない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

3.当社は、手荷物について生じた第一項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から算して、国内旅行にあっては十四日以内、海外旅行にあっては二十一日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者一名につき十五万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

(特別補償)

第二十八条

1.当社は、前条第一項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、別紙特別補償規程で定めるところにより、旅行者が募集型企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

2.前項の損害について当社が前条第一項の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払べき損害賠償金の額の限度において、当社が支払べき前項の補償金は、当該損害賠償金をみなします。

3.前項に規定する場合において、第一項の規定に基づく当社の補償金支払義務は、当社が前条第一項の規定に基づいて支払べき損害賠

償金(前項の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含みます。)に相当する額だけ縮減するものとします。

4.当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を收受して当社が実施する募集型企画旅行については、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。

(旅程保証)

第二十九条

1.当社は、別表第二上欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の各号に掲げる変更・運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表下欄に記載する率を乗じた額以上の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して三十日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第二十七条第一項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

一 次に掲げる事由による変更

イ 天災地変

ロ 戦乱

ハ 暴動

ニ 公官署の命令

ホ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

ヘ 当初の運行計画にからならない運送サービスの提供

ト 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

二 第十六条から第十八条までの規定に基づく募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

2.当社が支払べき変更補償金の額は、旅行者一名に対して一募集型企画旅行につき旅行代金に十五%以上の当社が定める率を乗じた額をもって限度とします。また、旅行者一名に対して一募集型企画旅行につき支払べき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

3.当社が第一項の規定に基づき変更補償金を支払った後で、当該変更について当社に第二十七条第一項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、旅行者は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払べき損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補

償金の額とを相殺した残額を支払います。

(旅行者の責任)

第三十条

1.旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

2.旅行者は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

3.旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

(苦情の申出)

旅行者は、当社との旅行業務に関する苦情について、当事者間で解決ができない場合は、下記の協会に、その解決について助力を求めるための申出することができます。

記

名 称 一般社団法人 日本旅行業協会

所在地 東京都千代田区霞ヶ関三丁目3番3号 全日通霞ヶ関ビル

電 話 (03) 3592-1266

第八章 弁済業務保証金(旅行業協会の保証社員である場合)

(弁済業務保証金)

第三十一条

1.当社は、一般社団法人 日本旅行業協会(東京都千代田区霞ヶ関三丁目3番3号)の保証社員になっております。

2.当社は募集型企画旅行契約を締結した旅行者は又は構成者は、その取引によって生じた債権に關し、前項の一般社団法人 日本旅行業協会が供託している弁済業務保証金から7,000万円に達するまで弁済を受けることができます。

3.当社は、旅行業法第二十二条の十第一項の規定に基づき、一般社団法人日本旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第七条第一項に基づく営業保証金は供託しておりません。

特 別 補 償 償 規 程

(補償金等を支払わない場合—その一)

第三条

1.当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。

一 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

二 死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

三 旅行者の自殺行為。犯罪行為又は鬭争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

四 旅行者が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酔っ払って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

五 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。

六 旅行者の脳疾患、疾病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

七 旅行者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。

八 旅行者の刑の執行又は拘留若しくは入監中に生じた事故

九 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似した事変又は暴動(この規程においては、群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)

十 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)若しくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故

十一 前二号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

十二 第十号以外の放射線照射又は放射能汚染

2.当社は、原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛で他覚症状のないものに対して、補償金等を支払いません。

(補償金等を支払わない場合—その二)

第四条

1.当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払いません。

一 地震、噴火又は津波

二 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(補償金等を支払わない場合—その三)

第五条

1.当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれている場合でなければ、補償金等を支払いません。ただし、各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合においては、旅行日程外の企画旅行参加中に、同種の行為によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払います。

一 旅行者が別表第一に定める運動を行っている間に生じた傷害

二 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争、興奮(いずれも練習を含みます。)又は試運転(性能試験を目的とする運転又は操縦をいいます。)をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていないくとも補償金等を支払います。

三 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(定期便であると不定期便であるとを問いません。)以外の航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害については、航空運送事業者の旅行日程に含まれていないくとも補償金等を支払います。

(補償金等を支払わない場合—その四)

第五条の二

当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、補償金等を支払わないこ

とがあります。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

一 暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること。

二 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

三 反社会的勢力を不當に利用していると認められること。

四 その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

別表第一 (第五条第一号関係)

山岳登攀はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの) リュージュ ブースレー スカイダイビング ハンググライダー搭乗 超軽量動力機(モーター・ハンググライダー、マイクロライド機、ウルトラライト機等)搭乗 ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

第三章 補償金等の種類及び支払額

(死亡補償金の支払い)

第六条

1.当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から百八十日以内に死亡した場合は、旅行者一名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては二千五百万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては五千五百円(以下「補償金額」といいます。)を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除了した残額を支払います。

(後遺障害補償金の支払い)

第七条

1.当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から百八十日以内に後遺障害(身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治った後のものをいいます。以下同様とします。)が生じた場合は、旅行者一名につき、補償金額別表第二の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。

2.前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から百八十日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から百八十日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害補償金を支払います。

3.別表第二の各号に掲げていない後遺障害に対しては、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表第二の各号の区分に準じ後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第二の一(一)、一(四)、二(三)、二(四)及び五(二)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害補償金を支払いません。

4.同一事故により二種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し前項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第二の七、八及び九に規定する上肢(腕及び手)又は下肢(脚及び足)の後遺障害に対しては、一肢ごとの後遺障害補償金は、補償金額の六〇%をもって限度とします。

5.前各項に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者一名に対して一企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。

(入院見舞金の支払い)

第八条

1.当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活ができなくなり、かつ、入院(医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所にあり、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下この条において同様とします。)した場合は、その日数(以下「入院日数」といいます。)に対し、その区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

一 海外旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 入院日数百八十日以上の傷害を被ったとき…四十万円

ロ 入院日数九十日以上百八十日未満の傷害を被ったとき…

第二章 補償金等を支払わない場合

二十万円
 ハ 入院日数七日以上九十日未満の傷害を被ったとき。…十万円
 ニ 入院日数七日未満の傷害を被ったとき。…四万円
 二 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
 イ 入院日数百八日以上との傷害を被ったとき。…二十万円
 ロ 入院日数九十九日以上百八十日未満の傷害を被ったとき。…十万円
 ハ 入院日数七日以上九十日未満の傷害を被ったとき。…五万円
 ニ 入院日数七日未満の傷害を被ったとき。…二万円
 2.旅行者が入院しない場合においても、別表第三の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。
 3.当社は、旅行者一名について入院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払いません。

別表第三（第八条第二項関係）

一両眼の矯正視力が〇・六以下になっていること。 ニそしゃく又は言語の機能を失っていること。 三両耳の聴力を失っていること。 四両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること。 五一下肢の機能を失っていること。 六胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。 七神経系統又は精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。 ハその他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。 (注) 第四号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。
--

(通院見舞金の支払い)

第九条

- 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い、医師の治療を受けること(往診を含みます。)をいいます。以下この条において同様とします。)した場合において、その日数(以下「通院日数」といいます。)が三日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。
 - 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
 - 通院日数九日以上傷害を被ったとき。…十万円
 - 通院日数七日以上九十日未満の傷害を被ったとき。…五万円
 - ハ 通院日数三日以上七十日未満の傷害を被ったとき。…二万円
 - 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
 - イ 通院日数九日以上傷害を被ったとき。…五万円
 - ロ 通院日数七日以上九十日未満の傷害を被ったとき。…二万五千円
 - ハ 通院日数三日以上七十日未満の傷害を被ったとき。…一万円
- 旅行者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に著しい支障が生じたと当社が認めたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。
- 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障がない程度に傷害が治ったとき以降の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。
- 当社は、いかなる場合においても、事故の日から百八十日を経過した後の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。
- 当社は、旅行者一名について通院見舞金と死亡補償金又は通院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

(入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特則)

第十条

- 当社は、旅行者一名について入院日数及び通院日数がそれぞれ一日以上となった場合は、前二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいもの(同額の場合には、第一号に掲げるものの)のみを支払います。
 - 当該入院日数に対し当社が支払うべき入院見舞金
 - 当該通院日数(当社が入院見舞金を支払うべき期間中のものを除きます。)に当該入院日数を加えた日数を通院日数とみなした上で、当該日数に対し当社が支払うべき通院見舞金

(死亡の推定)

第十一条

- 旅行者が搭乗する航空機若しくは船舶が行方不明となってから、又は遭難してから三十日を経過してもなお旅行者が発見されないときは、航空機若しくは船舶が行方不明となった日又は遭難した日に、旅行者が第一条の規定によって死亡したものと推定します。

(他の身体障害又は疾病的影響)

第十二条

- 旅行者が第一条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病的影響により、又は第一条の傷害を被った後にその原因となった事故ごとに発生した傷害若しくは疾病的影響により第一条の傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

第四章 事故の発生及び補償金等の請求の手続

(傷害程度等に関する説明等の請求)

第十三条

- 旅行者が第一条の傷害を被ったときは、当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者に対し、傷害の程度、その原因となった事故の概要等について説明を求め、又は旅行者の身体の診療若しくは死体の検査を求めることがあります。この場合において、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、これらの求めに協力しなければなりません。
- 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、当社の開示しない事由により第一条の傷害を被ったときは、傷害の程度、その原因となった事故の概要等について、当社に対し、当該事故の日から三十日以内に報告しなければなりません。
- 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が、当社の認める正当な理由なく前二項の規定に違反したときは、その説明若しくは報告につき知っている事実を告げず、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。

(補償金等の請求)

第十四条

- 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の補償金等請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。

一 死亡補償請求の場合

- イ 旅行者の戸籍謄本並びに法定相続人の戸籍謄本及び印鑑証明書
- ロ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ハ 旅行者の死亡診断書又は死体検査書

二 後遺障害補償金請求の場合

イ 旅行者の印鑑証明書

ロ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ハ 後遺障害の程度を証明する医師の診断書

三 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書類

四 通院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書類

2.当社は、前項以外の書類の提出を求めることがあります。

3.旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が第一項の規定に違反したときは又は提出書類につき知っている事実を告げず、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。

(代位)

第十五条

- 当社が補償金等を支払った場合でも、旅行者又はその相続人が旅行者の被った傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第五章 携帯品損害補償

(当社の支払責任)

第十六条

- 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に生じた偶然な事故によってその所有の身の回り品(以下「補償対象品」といいます。)に損害を被ったときに、本章の規定により、携帯品損害補償金(以下「損害補償金」といいます。)を支払います。

(損害補償金を支払わない場合—その一)

第十七条

- 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。
 - 一 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
 - 二 旅行者と世帯同じくする親族の故意。ただし、旅行者に損害補償金を受け取らせる目的でなかった場合は、この限りではありません。
 - 三 旅行者の自殺行為。犯罪行為又は鬭争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。

四 旅行者が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔つて正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。

五 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。

六 差押え、微収、没収、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。

七 携帯品対象品の瑕疵。ただし、旅行者又はこれに代わって携帯品対象品を管理する者が相当の注意をもつても発見し得なかた瑕疵を除きます。

八 携帯品対象品の自然の消耗、さび、カビ、変色、ねずみ食い、虫食い等

九 単なる外観の損傷であって携帯品対象品の機能に支障をきたさない損害

十 携帯品対象品である液体の流出。ただし、その結果として他の携帯品に生じた損害については、この限りではありません。

十一 携帯品対象品の置き忘れ又是紛失

十二 第三条第一項第九号から第十二号までに掲げる事由

- 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対してても、損害補償金を支払いません。

一 地震、噴火又は津波

二 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(損害補償金を支払わない場合—その二)

第十七条の二

- 当社は、旅行者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、損害補償金を支払わないことがあります。
 - 一 反社会的勢力に該当すると認められること。
 - 二 反社会的勢力に対して資本等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - 三 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

四 法人である場合において、反社会的勢力がその法人を支配し、また

(損害補償金を支払わない場合)

第十二条

- 当社は、旅行者が故意に損害に対する保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することができます。

(代位)

第二十三条

- 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対する損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

別表第二（第七条第一項、第三項及び第四項関係）

一 眼の障害	（一）両眼が失明したとき。	100%	15%
	（二）一眼が失明したとき。	60%	
	（三）一眼の矯正視力が〇・六以下となったとき。	5%	
	（四）一眼の視野狭窄(狭く)（正常視野の角度の合計の六〇%以下となった場合をい。）となったとき。	5%	
二 耳の障害	（一）両耳の聴力を全く失ったとき。	80%	
	（二）一耳の聴力を全く失ったとき。	30%	
	（三）一耳の聴力が五〇センチメートル以上では通常の話声を解せないとき。	5%	
三 鼻の障害	鼻の機能に著しい障害を残すとき。	20%	
四 そしゃく、言語の障害	（一）そしゃく又は言語の機能を全く喪失したとき。	100%	
	（二）そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すとき。	35%	
	（三）そしゃく又は言語の機能に障害を残すとき。	15%	
	（四）歯に五本以上の欠損を生じたとき。	5%	
五 外貌(ぼう)(顔面・頭部・頸(けい)部)の醜状	（一）外貌(ぼう)に著しい醜状を残すとき。	15%	
	（二）外貌(ぼう)に醜状(顔面においては直徑二センチメートルの瘢痕(はんこん)、長さ三センチメートルの線状痕(こん)程度をい。)を残すとき。	3%	
六 脊(せき)柱の障害	（一）脊(せき)柱に著しい奇形を残すとき。	40%	
	（二）脊(せき)柱に運動障害を残すとき。	30%	

はその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

五 その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(補償対象品及びその範囲)

第十八条

- 補償対象品は、旅行者が企画旅行参加中に携行するその所有の身の回り品に限ります。

2.前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補償対象品に含まれません。

一 現金、小切手その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの

二 クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポートその他これらに準ずるもの

三 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの(磁気テープ、磁気ディスク、シー・ディー・ロム、光ディスク等情報機器(コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器)で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます。)

四 船舶(ヨット、モーターボート及びボートを含みます。)及び自動車、原動機付自転車及びこれらの付属品

五 山岳登山用具、探検用具その他これらに類するもの

六 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの

七 動物及び植物

八 その他当社があらかじめ指定するもの

(損害額及び損害補償金の支払額)

第十九条

- 当社が損害補償金を支払うべき損害額の額(以下「損害額」といいます。)は、その損害が生じた地及び時ににおける補償対象品の価額又は補償対象品を損害発生の直前の状態に復するに必要な修繕費及び次条第三項の費用の合計額のいづれか低い方の金額を基準として定めることとします。
- 補償対象品の一個又は一対についての損害額が十万円を超えるときは、当社は、そのものの損害の額を十万円とみなして前項の規定を適用します。

3.当社が支払うべき損害補償金の額は、旅行者一名に対して一企画旅行につき十五万円をもって限度とします。ただし、損害額が旅行者一名について一回の事故につき三千円を超えない場合は、当社は、損害補償金を支払いません。

(損害の防止等)

第二十条

- 旅行者は、補償対象品について第十六条に規定する損害が発生したことを見たときは、次の事項を履行しなければなりません。

一 損害の防止輕減に努めること。

二 損害の程度、原因などたったことの概要を当社に通知すること。

三 旅行者が他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の行使について必要な手続をとること。

2.当社は、旅行者が正當な理由なく前項第一号に違反したときは、防止輕減することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなし、同項第二号に違反したときは、取得すべき権利の行使によって受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなし。

3.当社は、次に掲げる費用を支払います。

一 第一項第一号に規定する損害の防止輕減のために必要な費用のうち当社が必要又是有益であったと認めたもの

二 第一項第三号に規定する手続のために必要な費用

(損害補償金の請求)

第二十一条

- 旅行者は、損害補償金の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の損害補償金請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。

一 警察署又はこれに代わるべき第三者の事故証明書

二 補償対象品の損害の程度を証明する書類

三 その他当社の要求する書類

2.旅行者が前項の規定に違反したときは又は提出書類につき故意に不実のことを表示し、又はその書類を偽造若しくは変造したとき(第三者をしてなされたしたものと、同様とします。)は、当社は、損害補償金を支払いません。

(保険契約がある場合)

第二十二条

- 第十六条の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することができます。

(代位)

第二十三条

- 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対する損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

(第二十二条)

第二十四条

- 第十六条の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を額減額することができます。

(代位)

第二十五条

- 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対する損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

(第二十二条)

第二十六条

- 第第一項第一号に規定する損害の防止輕減のために必要な費用のうち当社が必要又是有益であったと認めたもの

(第一項第一号)

第二十七条

- 第一項第一号に規定する手続のために必要な費用

(損害補償金の請求)

第二十八条

- 第一項第一号に規定する手続のために必要な費用

(損害補償金の請求)

第二十九条

- 第一項第一号に規定する手続のために必要な費用

(損害補償金の請求)

第三十条

- 第一項第一号に規定する手続のために必要な費用

(損害補償金の請求)

第三十一条

- 第一項第一号に規定する手続のために必要な費用

(損害補償金の請求)

第三十二条

<li